

## 利賀ダム環境検討委員会設立趣意書

利賀ダム建設事業は、庄川水系工事実施基本計画に基づき、庄川支川利賀川において洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水の供給を目的とした多目的ダム事業であり、平成5年度より建設着手している。また、平成12年度より「利賀ダム自然環境検討委員会」、「利賀ダム自然環境検討委員会（猛禽類）」を設置し、主として動植物の調査に取り組んできた。

一方、平成9年6月13日に「環境影響評価法」が公布され、平成11年6月より同法が全面施行されると、新たな環境要素として生態系、人と自然とのふれあい活動の場、廃棄物等などが加わり、環境影響評価の実施においては、環境影響をできる限り回避・低減するとともに、必要に応じて代償措置を検討するなどの新しい考え方が盛り込まれた。

利賀ダム建設事業は、「環境影響評価法」の対象事業には含まれないものの、大規模な事業であることから、このような新しい環境影響評価の考え方にもとづいて環境影響を予測及び評価し、必要に応じて保全措置等を検討する必要がある。このため、地域の状況を十分に把握し、かつ自然環境に精通した有識者からなる「利賀ダム環境検討委員会」を設置し、指導、助言を得ながら「利賀ダム環境レポート（仮称）」を取りまとめ、自然環境と共生したダムづくりを目指すものである。